

常任委員会報告

総務財務委員会

12月定例会付託議案審査

議第124号「三原市債権管理条例制定について」

【要旨】市が有する公の債権^{※1}及び私の債権^{※2}に關し、統一的な処理基準を定め、債権管理の一層の適正化を図るための条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

問 現在、私の債権の放棄については、議会の議決事項とされているが、本条例制定後は、議会への報告事項に変更される。その意味は。

答 これまでは、市が私の債権を放棄するには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、「法律もしくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合」を除くほかは議会の議決が必要であった。この度、本条例

を制定することで、「特別の定めのある場合」に該当することになり、議会の議決を要しないことになる。本条例制定後は、市長の権限で債権を放棄することになるが、

滞納整理を進める上で、本来は回収すべき債権を市の判断で放棄することは、財源確保の面から重要な措置であるため、その要件を本条例で明記し、債権放棄を行った場合は、議会への報告を義務付けることとした。

問 本条例制定後は、債権の放棄が増えることになり、その結果、収入率が上がると思えるが、どのような見通しを立てているのか。

答 本条例の主たる目的は、市の債権管理に係る事務の統一化及び効率化を図り、市民への公平性を高めるものである。よって、本条例制定によって収入率が上がるという認識は持っていない。

い。また、現段階において、債権放棄の対象となる額を示すことはできないが、時効が完成し、援用^{※3}がないために整理できない私の債権は、滞納整理における事務のより一層の効率化を目指していくためにも、適正かつ厳正に放棄すべきであると考えている。

【採決】

この他10件の議案について、採決の結果、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。

※1 公法上の原因によって発生する債権。市税、介護保険料、保育所保育料等の滞納処分を行える強制徴収公債権と滞納処分が行えない

非強制徴収公債権に分けられる。

※2 私法上の金銭債権で、契約等の当事者間の合意の上に発生する債権。市営住宅使用料、水道料金など。

※3 消滅時効の利益を受ける者が、時効の完成を主張すること。



本庁2階受付窓口

経済建設委員会

12月定例会付託議案審査

議第130号「市道路線の廃止について」及び議第131号「市道路線の認定について」

【要旨】議第130号及び議第131号は、市道学校線改良工事に伴い、市道の形態が変更したため、既存の路線を廃止し、形態を変更した道路を新たに市道として維持管理するため認定したいとするもの。

【採決】

採決の結果、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。

【主な質疑の内容】
問 今後の道路の維持管理については。
答 道路改良により、従前の行き止まりが解消されて巡回路線となることから、交通量の増加が予測される。その際、通行に影響する支障木等は、早急に撤去していく予定である。また、道路幅が狭い箇所については、今後の交通量の状況を考慮し、改修するか否かを検討していきたい。



新たに認定された大和町下徳良125号線

12月定例会付託議案審査

議第127号「三原市学校給食費の管理に関する条例制定について」

【要旨】学校給食費を公会計化するに当たり、その適切な管理に関し必要となる基本的事項を定めるため、条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

問 公会計化に伴う未納給食費の管理事務に関する変更点は。

答 給食費の未納による保護者への電話や文書での納付依頼、及び督促にかかわる事務は、現在各学校において教職員が行っているが、公会計になった後は、教育委員会がこれらの事務を担うこととなる。

議第128号「三原市立図書館設置及び管理条例の一部改正について」

【要旨】市立図書館の管理業務について指定管理者制度の導入を可能とするため、条例を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 図書館の休館日に関する考え方は。

答 現在は、国民の祝日等を休館日としているが、効果的な利用を促進するため、今後、祝日等の開館について検討しなければならぬと考えている。

ただし、蔵書点検等を行う特別整理期間として2週間程度休館する必要があることから、合理性をもって検討していきたい。

議第129号「三原リージョンプラザ及び三原市武道館の指定管理者の指定について」

【要旨】三原リージョンプラザ及び三原市武道館における指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

問 指定管理者を公募する際の考え方は。

答 この度のリージョンプラザ、及び武道館の指定管理者の公募に当たっては、両施設が大型施設であることから、市民サービスをより向上させることに重点を置き、市外の事業者も対象とし、幅広く求めることとした。

選定の結果、今年度までは、市内の事業者が指定管理者であるが、来年度からの3年間は、市外の事業者を指定することとなった。

今後の公募においては、市内の事業者を優先的にとらえる視点についても検討していきたい。

【採決】

採決の結果、議第128号については、起立採決の結果、賛成多数をもって、また残余の3件については、全員一致、提案理由を了とし原案どおり可決した。



三原リージョンプラザ

仮庁舎での市議会傍聴のご案内

○本会議の傍聴

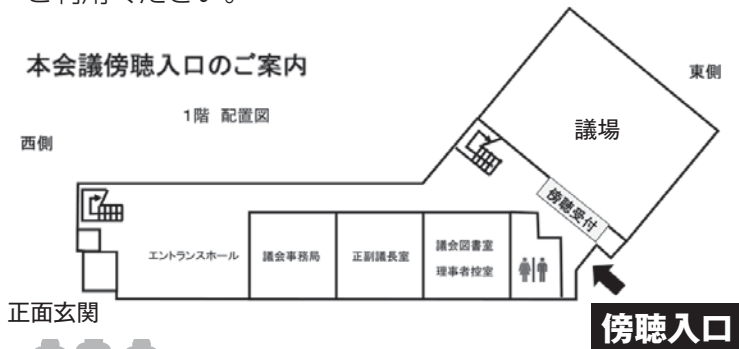
本会議を傍聴される方は、仮庁舎1階東側の入口をご利用ください。本会議の傍聴は、議場入口で受付をした後、傍聴券を受け取って入場してください。

○委員会の傍聴

委員会を傍聴される方は、仮庁舎1階西側の正面玄関をご利用ください。議会事務局で受付をした後、2階委員会へ入室してください。

○駐車場は敷地内にありますので、車でご来庁の方はご利用ください。

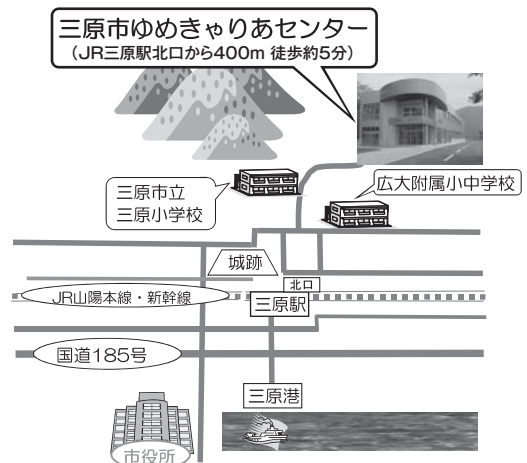
本会議傍聴入口のご案内



議会仮庁舎のご案内

新庁舎の建設に伴い、議会は仮庁舎（館町：ゆめきやりあセンター）へ移転しています。

新庁舎開庁（平成31年5月を予定）までの一時移転となります。



住所 三原市館町2丁目5番2号
電話番号 議会事務局 (0848) 67-6137